

入札説明書

高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）（令和7年4月9日公告）に係る入札については、下記に定めるところによるものとする。

記

1 業務内容

- (1) 業 務 名 高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）
- (2) ガス予定使用量等 別紙「高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）仕様書」による。
- (3) 仕 様 内 容 別紙「高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）仕様書」による。
- (4) 供 給 場 所 別紙「高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）仕様書」による。

2 入札参加資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、入札に係る公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条に規定するガス小売事業者の登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（以下「国税」という。）に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) この公告の日から過去2年間の間に、高砂市民病院で使用するガス調達の契約と同規模以上の都市ガス供給契約（12か月以上の期間であるものに限る。）を他の官公庁と締結し、履行した実績を有し、又は現に履行中であること。
- (8) 調達物件を所定の場所に供給することができる者であること。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、ガス供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札参加資格審査確認に関する事項

(1) 入札参加資格の確認申請

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、審査を受けるものとする。

また、提出期限までに申請書類を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

イ ガス小売事業者であることがわかる書類の写し

ウ 商業登記簿謄本（複写可）

ただし、発行の日から3か月以内のものとする。

エ 印鑑証明書（複写可、拡大複写不可）

ただし、発行の日から3か月以内のものとする。

オ 国税納税証明書（その3の3）（複写可）

ただし、発行の日から3か月以内のものとする。

カ 市税完納証明書（複写可）

ただし、高砂市に課税がある場合のみとし、発行の日から3か月以内のものとする。

キ 決算報告書の写し（申請日の属する事業年度の直前のもの）

ク 委任状（権限を支店長、営業所長等に委任する場合）（様式2）

ケ この公告の日から過去2年間の間に、高砂市民病院で使用するガス調達の契約と同規模以上の都市ガス供給契約（12か月以上の期間であるものに限る。）を他の官公庁と締結し、履行した実績を有し、又は現に履行中であることを示す都市ガス供給契約実績表（官公庁対象）（任意様式）

コ 予定使用都市ガス量の供給に十分な能力を確保していることを証する都市ガス安定供給及び緊急対応に関する誓約書（様式7）

(2) 申請書類の受付

ア 提出期間 令和7年4月10日（木）から同月17日（木）までの（日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）

イ 提出場所 〒676-8585 高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市民病院事務局総務課施設係（高砂市民病院2階）

ウ 提出方法 書留郵便による郵送とし、期限までに必着のこと。
また、封筒に「高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）に係る入札参加資格確認申請書在中」と朱書すること。

(3) 審査結果の通知

入札参加希望者から提出された申請書類により、入札参加資格の確認を行うものとする。
申請書類に基づく審査の結果は、令和7年4月21日（月）までに郵送（取り急ぎメールによる）により通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、高砂市民病院に対しその理由について書面により説明を求めることができるも

のとする。

(4) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しないものとする。また、提出された申請書類は、入札参加資格の確認以外には無断で使用しないものとする。

ウ 提出期限日以後における申請書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

4 質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

ただし、入札参加資格確認申請を行った者の質問に限る。

ア 受付期間 令和7年4月10日（木）から同月17日（木）午後5時まで

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式6）により電子メールで提出すること。なお、質問を提出した者は下記連絡先まで、質問提出した旨を電話で伝えること。

ウ 提出先 高砂市民病院事務局総務課施設係

TEL 079-442-3981

電子メール tact5510@city.takasago.lg.jp

(2) 回答については、令和7年4月21日（月）から高砂市民病院ホームページで随時公表する。

5 入札に係る事項

(1) 入札日時等

ア 日時 令和7年5月9日（金）午前11時から

イ 場所 高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院2階講義室

（担当課）高砂市民病院事務局総務課

電話番号 079-442-3981 内線5265

ウ その他 入札者の立会いは任意とする。

(2) 入札方法

ア 令和7年5月8日（木）午後5時までの書留郵便又は持参によるものとする。

イ 入札書（様式4）提出先住所

〒676-8585 兵庫県高砂市荒井町紙町33-1

高砂市民病院事務局総務課施設係

電話番号 079-442-3981

ウ 入札執行にあたっては、入札参加資格通知書を確認するので、書面の写しを同封しておくこと。

エ 入札の執行回数は、1回を限度とする。

オ この入札の公告に定める入札手続、入札に関する条件等を十分承知の上入札すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 高砂市病院事業契約規程（平成63年高砂市病院事業管理規程第17号）において準用する高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上である場合はくじによって落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することができないものとする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金

8(9)による月額平均のガス料金に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

8 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が当該入札において2通以上した入札でないこと。
- (3) この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2者以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。
- (7) 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状（様式3）を契約担当者に提出すること。
- (8) 契約の締結は単価契約により行うが、落札の決定は、契約期間に係るガス料金の予定総額を12（月数）で割った「月額平均のガス料金（1円未満の端数を切り捨てた金額）」の比較によって行うものとする。この予定総額には、単価調整（原料費調整額）を含むガスの供給に必要な一切の諸費用を含むものとする。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

- (9) 入札者は、入札に当たっては、契約期間におけるガス使用量の単価（単価調整（原料費調整額）を含むガスの供給に必要な一切の諸費用を含む。）を設定することを条件とする。そのため、入札書に記載した金額について入札金額積算内訳書（様式5）を作成し、これを入札書とともに提出

すること。当該内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当該内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。

なお、積算に用いた単価及び算出式は、契約期間中変更せずに適用するものとする。

(10) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 支払条件

月払とする。

10 契約

(1) 契約条項は、契約書（案）によるものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.1 入札の無効

(1) この入札に係る公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札

1.2 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札者の連合、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1.3 その他注意事項

(1) 入札者は、仕様書等を十分に理解し、次に掲げる事項に留意の上、入札に参加すること。

ア 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

イ 申請書及びその他資料に用いる言語は日本語に限る。

(2) この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約を締結した翌年度以後において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することがある。

(3) 入札参加資格のある者で入札を辞退する者は、入札の日時までに辞退届（任意様式）を提出すること。提出先は上記3(2)イに同じ。

(4) 入札者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。